

平成19年分所得の申告相談が始まります

2月14日(木)~3月17日(月)

平成19年分の所得税(平成20年度市県民税、国民健康保険税等)の申告相談が始まります。

所得金額の多少にかかわらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人も、国民健康保険税の減額制度が受けられないだけでなく、福祉医療・教育・住宅・国民年金等の各種申請のときに支障をきたしますので、必ず適正な申告をするようにしましょう。

問い合わせ 税務課 73-3006

確定申告が必要な人

一般の人の場合

農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人
公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人

生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人など

給与所得者の場合

給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありません。

ただし、次の人は確定申告をする必要があります。

給与所得および退職所得以外の収入がある人
2カ所以上から給与を受けている人

確定申告により税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

源泉徴収された税金(退職者で年末調整をしていない人など)や、予定納税で所得税を納め過ぎの人

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除等の所得控除を受ける人

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の摘要を受ける人

これらに該当する人は、確定申告をすれば内容により源泉徴収された所得税が還付されます。

申告相談の会場・日程について

申告相談は7カ所で行います。平成20年1月1日現在に住民票がある町の申告相談会場で、申告をしてください。

日程は、今月号の広報紙とともにお配りした申告相談日程表をご覧ください。

申告相談に持っていくもの

所得金額がわかるもの

給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書(原本)
収支内訳書

事業所得(営業、農業、不動産)のある人は、ご自分で作成した収支内訳書をお持ちください。

不動産の使用料等の支払調書、配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受けの対価の支払調書など、それぞれの所得について証明する書類

所得控除金額などがわかるもの

生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書
医療費の領収書

医療費控除を申請される場合には医療費の合計額をあらかじめ計算しておいてください。

住宅借入金特別控除関係書類

身体障害者手帳等

障害者控除を申請される人は、申告の際に身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保険福祉手帳等の提示が必要になります。

また、要介護4もしくは要介護5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所市民サービス課で発行する「認定証明書」を申告の際に提出すれば障害者控除を受けることができます。

申告に必要なもの

印鑑

所得税の還付を受ける人・納める人は必ず本人名義の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。

また、納める人は、通帳の届出印鑑も忘れずに持参してください。

プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた人のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票など)を持参してください。